

## 岩手県立図書館 震災・防災の学び合いスペース（I-ルーム）利用要綱

（令和6年8月26日館長決裁）

### （趣旨）

第1 この要綱は、2011年3月11日発生の東日本大震災津波からの復興や、防災、自然災害を含む今日的な課題について、児童生徒やグループによる学び・探究等を支援することを目的として、岩手県立図書館（以下「県立図書館」という。）に開設した震災・防災の学び合いスペース「I-ルーム」（以下「I-ルーム」という。）の利用に際し必要な事項を定めるものである。

### （利用条件）

第2 I-ルームは、係員の指示のもと、個人や学校、グループでの学びや探究等に利用することができる。ただし次に掲げる活動を含む場合は、利用を許可しない。

- (1) 県立図書館が主催・共催する、I-ルームを会場とした催事が入っている場合
- (2) 水分補給以外の喫食を伴う活動
- (3) 営利を目的とした活動
- (4) 公序良俗に反した活動
- (5) 騒音を伴う等の図書館利用を妨げる恐れのある活動
- (6) 政治活動、宗教活動
- (7) その他、館長が適当でないと認めた活動

2 I-ルームを利用中であっても、岩手県立図書館利用要綱第3第1項第1号に規定する図書資料の自由閲覧は認めるものとする。

### （利用時間）

第3 I-ルームを利用できるのは、準備及び片づけを含め開館時間中とする。また、利用は当日のみとし、前日の準備や翌日の片づけでの利用はできないものとする。

### （利用申請）

第4 利用を希望する者は、2週間前までに「I-ルーム利用申請書」（以下「利用申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、機器を使用しない場合の利用申請期限はこの限りではない。

### （利用できる備品）

第5 I-ルーム利用時に使用できる備品及び機器は別紙「I-ルーム備品・機器」（以下「備品・機器」という。）の通りとし、使用に際しては係員の指示に従い、利用者において準備や片づけを行うものとする。また、備品・機器の使用後は、使用前の状態に戻したうえで返却

しなければならない。

(利用の周知)

- 第6 県立図書館は利用申請書が提出され次第、利用に関して先着順で管理する。また、利用規模に応じてI-ルーム付近で利用に関する案内掲示をし、県立図書館来館者へ周知する。
- 2 県立図書館内では指定した場所以外でチラシの配布やポスター掲示をしてはならない。
  - 3 利用者は利用時の名称に「岩手県立図書館」を使用してはならない。
  - 4 利用者は利用に関して報道機関等の取材が入る場合は、事前に県立図書館に知らせなければならない。

(管理責任)

- 第7 利用者が県立図書館の備品・機器を破損した場合は、図書館条例（平成17年条例第67号）第8条の規定により、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 2 県立図書館の備品以外の物品を使用する場合は、当日利用者自身が搬入・搬出しなければならない。また、発生した廃棄物は利用者が持ち帰らなければならない。

(免責)

- 第8 利用者が持ち込んだ備品類の紛失及び破損等に関して県立図書館は一切の責任を負わない。
- 2 利用に関する問い合わせや、発生した事故、トラブルについて、県立図書館は一切の責任を負わず、利用者が自らの責任において解決するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。